

横井上町内会規約

横井上町内会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、親睦と共同福祉の増進を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 県、又は市からの伝達及び指導を区域住民に周知徹底連絡を図る。
- 2 防火・防犯・防災・交通安全等の体制強化のため、行政に対する陳情
- 3 環境、並びに水利施設及び維持管理
- 4 集会施設、及び区域内資産の維持管理
- 5 教養・文化・体育等に関する協力
- 6 区域内の各種団体への補助、及び助成
- 7 その他、目的達成に必要な事項

(名 称)

第2条 本会は、横井上町内会（以下「本会」という）と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、岡山市北区横井上地内とする。（ただし一部地域を除く。）

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所を岡山市北区横井上 1307-8 番地に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 第3条の区域内に居住する世帯主、法人、又はこれに準じるものを横井上町内会会員（以下「会員」という）とし、会員の資格は、区域内に居住、又は営業を始めた時に始まり、他地区に転出及び死亡又は失踪した時に、その資格を喪失する。

- 2 会員は、町内会委員数等の被選出権を有し、機関の決定事項に従うこととする。

(会 費)

第6条 会費は、一般町内会費(以下「会費」という)及び賛助会費とする。

会員は、会費を納入しなければならない。なお、金額については別途内規に定める。

(徴 収)

第7条 会費の徴収は、賛助会費を除き各自治会において徴収し、速やかに町内会に納入すること。なお、生活保護及び母子家庭並びに高齢者世帯については各自治会の判断で会費を免除することができる。

第3章 役員及び委員

(役員)

第8条 本会に次の町内会役員(以下「役員」という)を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 **2名** [内1名は電子町内会担当]
- 3 事務長 1名
- 4 会計 1名

(委員及び定数)

第9条 町内会委員(以下「委員」という)は各自治会から選出する。委員は自治会毎に百世帯未満が1名、百世帯を越えるごとに1名増しと**することを基本とし**、委員定数及び算出方法については別途内規に定め、**総会の承認を得る**。

(役員を選出)

第10条 会長の選任については、各自治会から選出された委員及び自治会員の中から自治会長が会長候補者を推薦し、自治会毎に委員及び委員と同数の自治会員が出席した会長選考委員会を開催し、候補者の中から1名を総会へ推挙し、総会の承認をもって選任する。

2 会長候補者が1名の場合は、会長選考委員会に替わるものとして第15条の委員会に諮り協議決定し、総会の承認を得る。

3 その他の役員については、会長が各自治会委員及び自治会から推薦された会員の内から選任する。

4 委員会以外の町内会に関する各種委員の推薦は別途内規に定める。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 事務長は、本会の事務全般を掌る。

4 会計は、本会の会計全般を掌る。

(役員及び委員の任期)

第12条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員及び委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者の就任までは、その職務を遂行しなければならない。ただし、会員資格を失った場合は、この限りではない。

(監査役の選任と職務)

第13条 監査役は委員外(会員)より2名を会長が推挙し、総会において承認のうえ選任とする。

- 2 職務は、本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- 3 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- 4 業務執行について不整の事実発見の場合は、総会にて報告すること。

(委員会の構成)

第 14 条 委員会の構成は、第 3 章第 9 条及び 10 条により選出された委員によって構成される。

- 2 委員の担当職務については、会長が選任する。
- 3 担当職務は下記の通りとする。

- (1) 事務長 補佐
- (2) 書記 委員
- (3) 水利土木 委員
- (4) 環境衛生 委員
- (5) 防火防災 委員
- (6) 防 犯 委員
- (7) 体 育 委員
- (8) 監 査 委員

(委員会の開催)

第 15 条 通常委員会の開催は、年 7 回とし会長が招集する。

- 2 特別委員会は、委員の申し出により役員会にて協議し必要な場合は、会長が招集する。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第 16 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 17 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 18 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を協議する。

(通常総会の開催)

第 19 条 通常総会は、毎年度決算終了後 1 か月以内に開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、並びに日時及び場所を示して、開催日の 14 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(臨時総会の開催)

第 20 条 会長は、次の各号に該当する請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の 5 分 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第 13 条 4 項の規により監査役より開催の請求があったとき。

(総会の議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のなかから選出する。

(総会の定足数)

第 22 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 23 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することとする。

(会員の議決権)

第 24 条 会員は、総会において、各々 1 個の表決権を有する。

(総会の委任)

第 25 条 やむお徳ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された委任状をもって出席とみなす。ただし第 23 条・第 24 条の権利はなきものとする。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数 (委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人の署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会及び委員会

(役員会の構成)

第 27 条 役員会は前第 8 条の役員をもって構成する。(執行部会とも称す。)

(役員会の機能)

第 28 条 役員会は、この規約に定めるもののほか、委員会に付すべき次の事項を協議する。

- (1) 委員会及び総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の召集)

第 29 条 役員会の召集は、会長が必要と認めたときに行う。

(役員会の議長)

第 30 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(委員会の機能)

第 31 条 役員会より提議された事項について審議し、表決を要する場合は出席者の 2 分の 1 以上をもって議決とする。

(委員会の召集)

第 32 条 委員会の召集は、第 15 条による。

(委員会の議長)

第 33 条 委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(委員会の進行)

第 34 条 委員会の進行は、事務長が行う。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 36 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 37 条 本会の資産で第 35 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 3 分の 2 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 38 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。また、固定された経費は内規に定める。

(事業計画及び予算)

第 39 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入・支出をすることができる。

(事業報告及び決算報告)

第 40 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査役の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

第 41 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散・脱会

(規約の変更)

第 42 条 この規約は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を得なければ変更することはできない。

2 規約の微細な補足、訂正は委員会に一任し、その年度の総会における報告事項とする。

(解 散)

第 43 条 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(脱 会)

第 44 条 本会を脱会しようとする自治会は、自治会総数全員の脱会同意署名を本会に提出し、総会出席者の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分及び分与)

第 45 条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

2 脱会の際は、役員会において審議し、委員会の同意をもって総会に付議

し、総会出席者の過半数の決議により財産分与をすることとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第46条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許認可書類、登記関係書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(付 則)

第47条 この規約は、平成11年4月1日から施行する。
平成19年4月1日から改正する。
令和3年4月1日から改正する。
令和7年4月1日から改正する。